

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月18日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社イシイ 香川県小豆郡土庄町上庄1390番地1
大規模小売店舗の名称及び所在地	ダイレックス土庄店 香川県小豆郡土庄町字廻り池甲1171番3の一部 外
変更した事項	1. 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 名称 ダイレックス株式会社 代表者氏名 代表取締役 大嵐 秀昭 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 (変更1)※変更年月日:平成26年6月24日 名称 ダイレックス株式会社 代表者氏名 代表取締役 貞方 宏司 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 (変更2)※変更年月日:令和元年5月1日 名称 ダイレックス株式会社 代表者氏名 代表取締役 多田 高志 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
変更年月日	令和元年5月1日 外
変更理由	小売業者の代表者交代

2. 届出年月日

令和元年9月10日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課
縦覧期間	令和元年9月18日から令和2年1月18日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和2年1月18日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ